

駒越五良八翁傳

特259

545

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 6m
| 5 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5

始



259
545



駒越五良八翁傳





碑功彰翁越駒



駒越五良八翁肖像

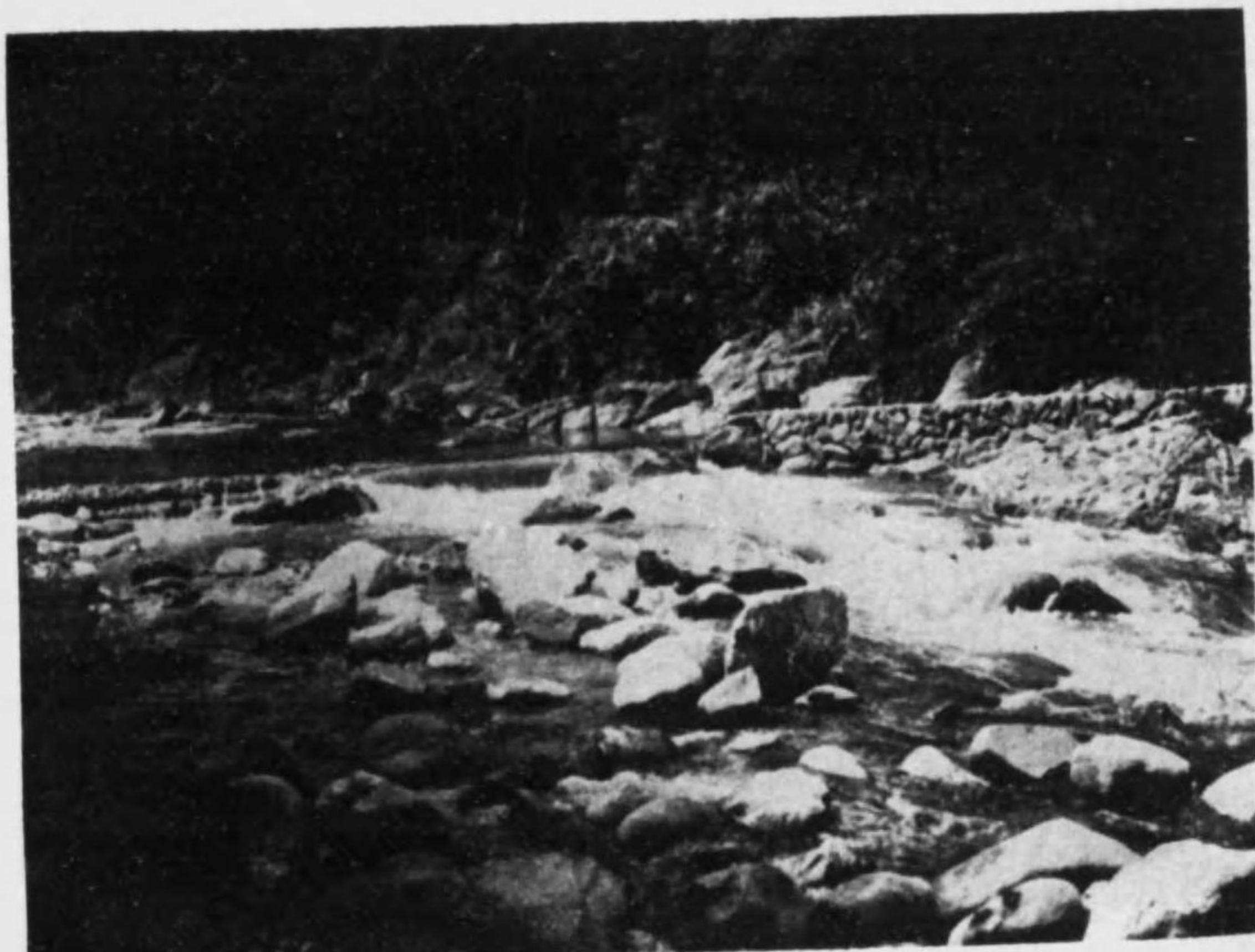


同喜登子刀自肖像

翁及刀自の肖像は、明治四年翁喜壽の時、洋畫家山本芳翠に嘱して畫かしめし所なり。



横山池全景



(濃安郡河内村梅畠にあり) 木桶用水引入口

駒越五良八翁傳

忘機逸民 梅 原 迪 著



翁諱は貞清、伊勢國河芸郡椋本村に生れ、幕末より明治初年にかけて、郷土に於て活動し、水利、殖産等に大なる功績を遺した人である。

家譜を案するに、駒越家の遠祖は、増澤大五郎源爲貞（六孫王經基七代の

孫）と稱して、鎌倉幕府に仕へた武士であつたが、文治五年讒者の構陷に遭ひ、遁れて駿河國有渡郡駒越村_{今の大字駒越}に蟄居し、駒越五良八と名乗つた。これが駒越家の初代である。

第十六代の裔孫貞邦が、正保三年に故ありて郷土を離れ、伊勢國安濃郡椋本村_{後に奄藝郡に入り、明治二十一年に河藝郡と爲る}に移住して、農に歸した。

爾後四代の間は、普通の農家であつたが、第二十代七五郎貞長の代に、椋本村の郷士駒田五平次の家格を譲り受け、無足人の列に入つて駒田姓を名乗つた。それは文化四年の事である。

此の貞長こそ、今、私が傳を立てようとする我が五良八翁の父である。

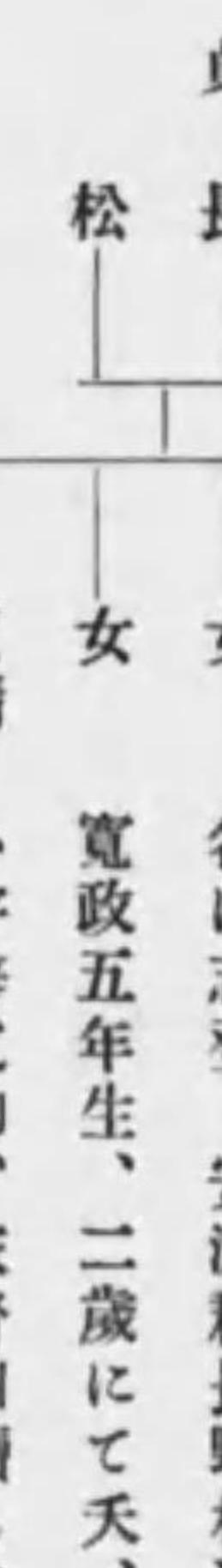


翁は先代貞長の第二子で、駒越第二十一代の主である。母は倉田氏、名は

松、（安濃郡大塚村與三兵衛の女）寛政七年二月十一日に出生した。

名は辨次、寛政二年生、三歳にて夭、

名は志登、安濃郡長野村清水重郎兵衛に嫁す、



貞清 小字辨之助、家督相續して五良八を襲稱、

幼少時の翁に關しては、何等の所傳もない。父が無足人の家格を得たのは、翁が十三歳の時である。されば翁は比較的裕福の家庭に育ち、農村に於ける水準以上の教育を受けたとは察せられるが、さりとて、取立てゝ言ふ程のものではなかつたことも、亦自ら明である。

而も翁の賦性は朴直勤勉で、心計に巧に、利殖の術に長じ、加ふるに寛恕にして、能く人を容れたと傳へられてゐる。

翁は弱冠にして、椋本村の神職三井兵藏の五女喜登を娶り、やがて家督を

相續したといふも、それ等の年月は不明である。

父貞長が文政七年に七十一歳で瞑目した時は、翁は正に三十歳に達し、此時已に家業興隆の基礎だけは堅實に築かれてゐたので、父は後事に付ては、一点不安の念もなく、安らかに最後の息を引取つたのである。それは翁としては人子の要道を全うし得たので、哀しみの中の喜びでもあつた。

翁が先代から受継いだ田畠の高は、不明であるが、可なり大百姓であつたことは勿論である。翁は星を戴いて出で、月を負うて歸り、躬ら勤儉力行の範を示して使用人等を率ゐ、妻喜登女も亦よく勤勉協力し、爲めに家産は逐年増殖して、村内有數の資産家となつた。

然るに天保初年に於ける連年の凶荒は、棕本村内にも飢餓の人を輩出せしめたので、翁は深く之に同情し、天保四年には米拾俵を、五年には全百俵を、七年には更に二十五俵を差出して救恤に充てた。そして全六年には、加

太村官道の橋梁架換費中へ、金八兩三分を寄附した。是等の篤行は、津藩廳の嘉尚する所となりて、天保七年十二月に、翁は永代無足人を命ぜられ、帶刀御免の名譽待遇を受けた。此時翁は四十二歳であつた。

○

天保八年（駒越氏系譜の）に、翁は何某（氏名及造石高不明）の營業權を譲り受けて、清酒醸造業を開始した。その酒銘を「一梅」と命名したのは、昔、西行法師が行脚の途次、棕本村の瓦岡野で、

つほの内に匂ひ渡りし梅の花先づさけ一つ春のしるしにと詠んだとの傳説に基づいたので、頗る雅趣に富んだ酒銘である。翁は醸造技術に付ては、杜氏に親任する外はなかつたが、清酒の販賣に付ては、自ら巧みに經營して、店小賣に成功したのみならず、伊勢國內諸町村は勿論、遠

く近畿地方に迄卸賣取引を開始し、逐年販路を擴張し、弘化二年には安濃郡安部村周藏の造酒株二百三十^{五百餘}を譲受けて、増釀の許可を受けた。斯くて翁の最も多く釀酒した絶頂時には、年額千石に垂んとするの盛況であつた。蓋し舊津藩時代に於ては、千石酒屋は極めて少く、伊勢領内を通じて十指を屈するに過ぎなかつたのである。

翁は又旅店を開業して、屋號を惠比須屋と稱した。その頃の椋本は、伊勢街道の間の宿ながら、旅客の投宿するもの漸く多く、殊に春季參宮客の雜踏は、年々盛況を示したので、翁は旅店の必要と有利とに着目したのである。而もそれは翁及その家庭に取つて、無經驗の營業であつたが、何事にも能く要領を把握する翁は、惠比須屋の客扱方針を堅實第一主義に取り、慧敏なる女將の采配も、亦能く麻姑搔痒の妙を得て、顧客の安心と好感とを惹いたので、宿泊者は日に益し輻湊するに至つた。翁は馬を好みて、數頭を飼育して

ゐたが、此頃の翁は、その馬匹を牽いて、日に幾回となく、關驛の入口なる勸進橋まで、旅客の送迎に往來し、毫も倦むことがなかつた。翁の健強と勉強振りとには、村人の誰れしも敬服せざるはなかつた。

安政六年に、翁は製茶業の前途有望を察知し、村内響野の藩有林三町八反十三歩餘の拂下を受けて、茶樹を植附けた。その茶樹は地味に好適し、香味佳良の製茶を得て、市場に好評を博したので、附近之に倣ふ者を續出し、產額増進して、明治初年早く已に、横濱商館の手を経て、海外に輸出するに至つた。爾來斯業は本縣各郡に於て大に發達し、遂には靜岡に次いで、全國第二の產茶地なる位置を築き上げたが、その淵源に溯れば、翁の如き、慥に率先開拓の殊勳を以て擬すべきの人である。

萬延二年米價騰貴に付、翁は現米十俵を村に寄附し、困窮者の救濟に充てた。又椋本村字四川井溝の石橋を、單獨で架換した。

文久二年十月、翁は從來公共に盡力の勞を嘉賞せられて、藩命を以て椋本村庄屋加談に任せられた。加談は參與の意味である。

○

文久二年翁は六十八歳に達したが、心身健強、矍鑠として壯者を凌いだ。

この數年來、翁が獨り焦慮しつゝあつた問題は、椋本村耕地の水利であつた。村の南端近くを安濃川は流走するも、村の地盤は、川床よりも遙に高くして灌漑の用をなさぬ。村では爲めに幾個の溜池を設けて、灌漑用水を貯めてゐるが、天水だけであるから、水量が不足して、連年旱害に苦しみ、之がため地主も小作人も、田地を厄介視して、稻作に力を入れる者はなく、村は衰微し、人は悪化すのみであつた。

此の対策は千百の論議よりも、唯一の水である。水さへ十分ならば、村の

經濟も立直る。民情も淳良となる。加之、村の東には街道に有名な豊久野があつて、用水次第で穰々たる美田に起き返る。是等は現在の村人に課せられた國益問題ともいふべきもので、何とかして解決せねばならぬ。翁はその庄屋加談としての立場から、一層強く之が責任を感じた。

翁は考へた。水源は結局安濃川に求める外はない。それには分水基点を、遙の上流に溯つて求めるのがある。そして導水路の開鑿と巨大な貯水池の築造とは、勿論大工事であるが、それが如何程の費用と、如何程の日月を要するであらうか。先づ大体の見當を立てねばならぬ。

一種の明智と、健強の體軀とを所有する翁は、幾回か實地を踏檢し、苦心慘憺として日夜研究調査した末、遂に成案を得るに至つたが、その要費は莫大で、個人の力では固よりのこと、一村の力でも、到底之は負擔し切れない。村の重立者にも謀つたが、村人としては、全幅の信任を捧げる翁なが

ら、恁んな偉大な事業費とあつては、成功を危ぶんで、誰一人協力しようとする人もなかつた。

さればとて胸中の成案を、むざと放棄する如うな、薄志弱行の翁ではなかつた。豫てより知己の感ある藩の代官白杵團六に對して、計畫の大要を説明し、藩費事業として之が實施を發令せられんことを懇說した。

すると恰も好し、先達來藩主高猷公は、神宮警衛の重大任務を、朝幕より命ぜられて、熱心之に從事しつゝあつたが、高猷公としては、朝廷が神宮御崇敬の御趣旨を體し、多年廢絶せる齋宮の御再興を御勧め申上ぐると共に、之が經費の獻納を願出でようとし、その資金の捻出方法に付て、苦心してゐる時であつた。

それで藩廳は、翁の新田開發の意見を取上げて問題とし、審議の決果、之を採用し、高野尾新田三千石(翁の計畫よりも遙に大であつて、その理由は未詳)を開墾して、之が租入を

以て、齋宮再興費に充當するの計畫を立て、新田成工までの間は、毎年廩米五百俵宛献納の腹案を以て、近衛、一條、大原、諸卿相を介して、朝廷に建請するに至つた。

朝廷は御嘉納あらせられた。

翁の建議が藩に取上げられたのは、右の如き絶好の機會に投じたからでもあつた。翁は深く感激して、此の工事の實施には、身骨を碎いで盡瘁すべく決意したことは勿論である。

○

翁の工事設計の大要は、既記の如く、一里十餘町の上流、安濃郡河内村梅畑に於て、安濃川から引水し、之を一旦貯水池に受入れてから、新舊各田面に配水灌養するに在つた。

梅畑に於ける堰堤及入口の工事は、必ずしも困難ではなかつたが、導水路は丘陵起伏して、高低一様ならぬ上に、地盤に巖石多くして、工事の困難な土地を、地勢地質に従うて適當に開通せねばならぬから、器具器械もなく、殊に測量技術の極めて幼稚な當時としては、名状すべからざる難事であつた。高低の測量には、夜間の火光を用ふるのが、古來の仕來りで、茲でも又同様の仕方によつたと傳へられてゐる。

貯水池の位置は、古來の溜池横山池を最適とするも、規模小なるが爲めに、擴築を要する。それには隣接地の眞言宗千數寺を取除かねばならぬ。因て寺を瓦岡山東日寺（今存せず）に移轉せしめ、跡地を掘下げて池とした。横山舊池面積は十二町七反一畝十四歩、新開面積は六町五反二畝十四歩、合計十九町二反四畝八歩と土地臺帳面にはあるも、實測反別は四十町七反九畝二十七歩で、坪數に換算すれば、十二萬二千三百九十七坪となるから、可なりに巨大な貯水池である。

池の周圍は二十五町餘、大体は長方形で、南北に長く、東西に短い。西方一帯は蜿蜒出入する横山の丘陵で、池を抱え込んでゐるが、東面の大部分は伊勢別街道に沿ひ、松丸太の千本突で固めた堅牢な堤防で擁護し、此の堤防の南北兩端が西に向つて彎曲して、横山の岡陵に接合し、それで池の全周を爲して居る。此の築堤の全長は六百間と計上せられる。

池の底は西より東に、北より南に、なだらかに勾配をつけて、水の排出に便し、池をば東西に亘る二條の中堤で、三部に區割し、各堤に閘門を設けて水を通じ、南池のみは中央に樋管を設けて、外溝に流出せしめるの構造である。閘門は常に閉鎖して、南池の水を用ひ盡くして後に、順次に開いて、水を下に移すの用意が出來て居る。是は一朝外堤が崩壊した場合に於ける被害地面積と、損失水量とを成るだけ少くする爲めである。

○

然るに此の梅畠分水は、安濃川灌漑地區十八ヶ村農民に取つての、直接的緊切問題である。本來水量の不足勝な全川を、此の如き上流地方に於て、舊慣以外に新に分水することは、彼等が死活に關する大問題として到底容認し得る事件ではなかつた。再三再四交渉の結果、辛うじて妥協點を見出した結論は、梅畠分水期間を秋分より、翌年八十八夜迄とすること、換言すれば、灌漑期間に於ける分水は、之を容認せぬといふに在つた。しかし椋本側としては、これでよいのであつた。貯水池を設けたのは、其の爲めである。横山池は用水不要期間に、川水を受入れて湛へ置き、用水期節に入るや、これを以て豊久野新田に十分に供給し、尙餘水を以て、三ツ谷、奥ノ谷、青木谷の各貯水池に分送して、それで村の在來水田を潤養し、因て以て從來不足勝に辨せられた。

苦しんでゐた水量を、完全に補充し得たのである。

尙其の外に、貯水池を満した剩餘水が二分せられ、その一は伊勢街道の南に出て、萩野村北部の田に灌漑し、それより高野尾の南部を經て、野崎村南の沖の井に入り、之を増水せしめて窪田村に向ひ、他の一は伊勢街道の北に出で、村の東部に至りて、下田川となりて志登茂川に落ち込む。

以上横山池の灌漑反別は、豊久野三十餘町、椋本在來水田二百餘町歩で、椋本村が從來頻りに苦惱した旱害は、一掃し去つた。加之、流末隣接村落農地を潤すものを合計すれば、無慮數百町歩の廣大な區域に亘るのである。

以上の工事は、文久二年十一月から、慶應二年十一月迄、足掛五ヶ年、正味四ヶ年を費して完成した。工費合計一二萬兩、それは藩の農業土木費から支辨せられた。

豊久野新田は、濃尾地方より入百姓二十三戸を移し入れて、新田三十餘町

歩を開墾した。

一六

出来てしまへば何でもないが、由來、企業家の苦心は、無經驗者の想到し得るものがある。翁の場合も其の例に漏れず、起工當初には、村民中には之が成功を信じ得るものは少なかつた。日頃翁に信服する人も、此の事業ばかりは、恐らく、千慮の一失なりとして非難した。中には翁の無謀を嘲笑するもあり、又藩吏の不明を罵倒するもあり、物論は時に湧き立つた。

起業の第三年、元治元年には京都に甲子の變あり、引續いて征長の令下り、軍國多事、經費多端なるが爲め、十一月に至つて、藩は突然本工事の中止を命じた。藩の作事方も手を引き、翁も一時は涙を飲んで工事を停止する外なかつた。すると、豫てより此の工事に反対した或者は、得たり賢しと、

落首を以て翁と代官とを次の如くに嘲笑した。

丁髷が響野狐にだまされて

水はコン／＼あとはワイ／＼

これは分水を農閑季に限られた結果としての、水量不足を嘲つたのか。それとも導水溝の設計誤謬を罵つたのか。孰れにもあれ、落首としては可なり露骨、且辛辣なもので、深く翁の心腸を抉つたのであつた。

されど翁としては、既に工事の過半を進捗した今日、中途に之を廢しては、所謂虻蜂取らずに、今迄の工費と労力とを無効に歸せしめるもので、藩の大失態でもあり、地方産業上からは大損失であるから、深く憤慨せざるを得なかつた。翁は奮然として起ち、當路に對して諄々として懇說する所があつたので、藩議は遂に翁の熱誠に動かされて、やがて前令を取り消し、再び工事を續行することになつた。

中途に恁うした頓挫もあつて、結局工事は慶應二年に完成したが、藩としては當初の豫想が、三千石の新田を造り、五百石の租入を得るといふ過大な目標に在つたが爲め、聊か期待を裏切られた感があつた。

それは言ふ迄もなく、分水の制限が、開墾地積の縮小を餘儀なからしめた爲でもあらうが、假令然らざるにもせよ、地味の不良も亦明白な事實であつた。それで藩は翌慶應三年九月、書を朝廷に上りて、昨秋風水の爲め收納不足し、且高野尾新田の地味不熟にして、收納豫期の如くならぬを理由とし、年々献上の五百俵を今後五ヶ年間中止し、之を開墾擴張費に充當せんことを請うて、朝裁を得た。

その五ヶ年が満期となつて、再度献上を開始すべき年の來た時は、恰も廢藩置縣の大令下り、藩それ自體が消滅した時であつた。但し建白書に明記せる藩の所謂開墾擴張は、何處をどうする意圖を有したものか、それは到底不明といふの外はないのである。

此の工事は、藩の過大な期待にこそ添はなかつたが、豊久野新田三十町の開發に加ふるに、椋本舊田の旱害除去を以てし、前記の如く多大の結果を齎したのである。それで主唱者兼工事執行者たる翁の功勞を旌表すべく、藩は元治元年十二月に、葛紋付一具を下賜した。後ち明治三年十二月に、藩は翁を代々大庄屋格に列せしめて、農村在住の無足人に對する無上の優遇を與へたのも、その過半は本工事に付ての追賞の意味と解すべきであつた。

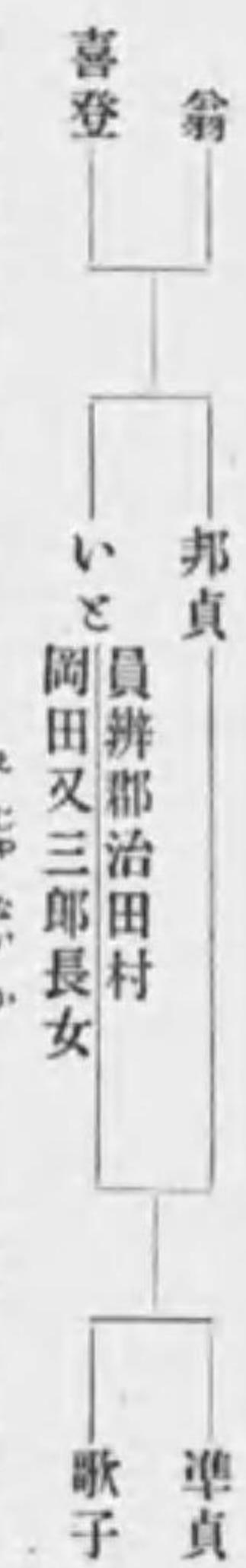
○

右の工事中元治元年に、翁は古稀の齡に達したので、之を記念すべく、書院を邸内に新築した。それは地方に稀なる適麗な建築物で、敷地百五十坪、建坪二十九坪二合、雜作の要部は、京都より職工を呼び下して、工作に當ら

しめ、次ノ間の襖に常信筆富士十二景を貼附し、廊下及玄關等の構造は勿論、門牆、庭砌、林泉等に至るまで、完美を以て稱すべきものであつた。

翁は固より驕奢を忌む人である。然るにも拘らず、此の如き華麗な室宇を建築したのは、其頃、藩主又はその代理の若殿が屢々上京せられるから、その宿泊若くは臨憩の用に供せんとの下心に出たもので、翁自ら老後の起居快適を貪らんが爲めでなかつたことは、言ふ迄もない。

慶應三年の秋、藩主高猷公が津町西裏の御山莊橋を改修落成した。翁の家は夫婦三揃の慶福を享くるが故に、渡り初めを命ぜられた。翁の家庭は次の通り、瓜瓞綿々の目出たい三夫婦揃ひであつた。



此年の秋から冬まで、豈不好歎踊りが、北勢地方より始まり、それはやが

て御蔭參りとなつて沿道に溢れ、上方筋よりも踊り狂うて、椋本を通過するもの夥しく、爲めに翁の酒舗は買客輻輳し、價を問はずに争ひて求め去つたので、貯藏量の豊富なりし翁は、坐ながらにして意外の奇利を博した。

全時にその旅店業も、亦四五月間の大雜踏を來した。此時の旅客の宿泊は三種に區分せられ、早朝に着して正午過に出發するを朝泊といひ、午時に着して夕刻に發するを晝泊、夕刻に着して翌朝に出發するを夜泊と稱し、一晝夜を三部に分ちて、旅客を收容したといはれて居る。その大雜踏であつたことは、以て知るべしである。

翁在世中の御蔭參りは、此の豈不好歎踊の前に、天保元年と安政二年との兩度あつたが、天保の御蔭參りは、無錢旅行者の大群が沓至したに過ぎず、當時の翁と大なる關係はなかつた。次に安政の御蔭參は、綺羅びやかな歌舞團の行進で、沿道の潤ひではあつたが、これは伊勢御蔭と稱して、狭い範圍

に行はれたもので、翁の營業に大影響はなかつた。獨り最後の慶應三年の狂舞踏團のみは、偶然にも兩營業に奇利を齎したもので、翁に取りての天與の倖運ともいふべきものであつた。

慶應四年、翁は藩の調達金中へ、金百兩を献上した。此年、豊久野新田移住民の撫育金として、翁は金六十三兩を助成した。

尙最後に記すべきことは、翁が美濃屋川の水運に付て企畫したことであつた。此の問題の起因を略述すれば、元來藩政時代の陸送方法は、歩荷と駄馬とに限られてゐたのである。寛文年中に大八車が造り出されたが、各藩とも之が使用を制抑して、自由の發達を許さなかつた。弘化時代に、椋本などは村内に荷車の使用を許されたが、他に曳出すことは尙禁ぜられてゐた。文久時代になつて、椋本津間三里半の沿道に、荷車運搬の自由が、津領として許されたが、如何にせん、この街道に紀州領の野崎村が介在し、それが依然と

して荷車通過を禁ずるが故に、椋本津間の陸路輸送は、爲めに全然阻害せられるの結果となつた。

翁は之を深く遺憾とし、陸路以外の至便な運送方法を求めると欲して、美濃屋川の水運可能性に想倒し、之が調査を開始して、進んで設計に入らんとする折柄、廢藩置縣の大令が下つたので、野崎村の障礙は忽ち除去し、此の問題も隨つて解消したのであつた、



之より先、明治二年三月十日、明治天皇御東幸途次、伊勢大神宮御參拜に付、椋本驛を御通過あらせられ、翁が先年營造した書院が、御小休所に指定せられ、此日午前七時過着御、少時御駐輦あらせられた。翁が光榮の大なるに感泣したことは言ふ迄もない。

此の書院は十年後の明治十三年七月十日、明治天皇三重縣御巡幸の際、再度御休所に充てさせられ、又その後明治二十年三月五日には、英照皇太后が御駐輿あらせられた。そして昭和十二年十二月十五日に、右兩度 明治天皇御駐蹕の恩光に浴した由緒を以て、文部大臣より史蹟に指定せられた。何事にも先見の明ある翁ではあるが、此の書院が斯く迄も光輝を煥發し得べしとは思ひ寄らなかつたであらう。

その頃翁は旅店營業を廢業し、恵比須屋の商號を同業巴屋（岡本權右衛門）に譲與した。そして之と前後して造酒業をも廢業した。

○

翁は明治十一年五月十六日、溘然として歿した。壽を得ること八十有四、平生無病にして、克く勤め克く勵んだ非凡人が、天壽を以て枯るゝが如くにあらう。

瞑目した大往生は、安らかであつたが、二年前、明治九年一月十八日に、老妻三井氏が八十三歳で先だちて逝つた後の翁は、蓋し寂寥を免れなかつたであらう。

墓は椋本村字愛宕町の駒越家墓域内に在る。翁は在世中に壽藏を營み、墓標には慈寂上人の撰文に係る碑文が鐫つてある。翁夫妻の法諡は、

成 運 院 實 欣 淨 西 居 士

向 運 院 眞 念 妙 西 大 姉

慈寂は俗名義孝、三井左門の次男で、喜登女の姪に當る。初め成願寺に住し、後に西蓮寺に移つた。天台宗の僧侶として、地方的に名を知られた和尚であつた。

翁と喜登女との間には、五男一女があつた。そして長男邦貞が相續した。

第二十二世	邦 貞	文政元年二月二十日生、通稱長左衛門、俳號薰霞。
房 の	三重郡采女村坂彌三郎に嫁す、	明治二十五年三月六日歿、壽七十五歳、
義 辨	幼名民次、僧となり、河藝郡林村閑翁寺に歿す、	
兵 衛	幼名綱吉、萬延二年分家す、	
平 四 郎	幼名五造、椋本村紀太平三郎に養はる、	
玉 之 助	十四歳にて歿す、	
第二十三世	準 貞	嘉永三年十二月十九日生、通稱五良造、隠居して
第五 良 造	朝 貞	準貞と改む、昭和三年二月七十九歳にして歿す、
第二十四世	哲 貞	初名曾雄相續して五良造を襲稱、
阿 山 郡 中 漱 村 中 村 家 を 翳 ぐ、	四 日 市 山 路 家 に 嫁 す、	
邦	哲 貞 分家す、	

翁は貨殖の人であり、企業の人であつたが、而もその半面には、敬神信佛の念に富み、胸底に至誠の泉を無限に湛へた敬虔温厚の君子人でもあつた。嘉永二年八月には、村の東西兩神社に、燈籠一基宛を献進した。それは今

も椋本神社に残つて居る。元治元年、村の午頭天皇神社に合祀せる富士大權現を、豊久野新田に移して、開墾部落の守護神とした。

明治三年の頃には、横町愛宕神社の淨化を圖り、石材を疊んで丘地を固め、其の上に一間四面の拜殿、並に祭壇を建設して、神社の威嚴を發揚した、この神社は明治四十五年に椋本神社に合祀したので、今はない。翁の信

佛に付ては、碑文に記する通りであるから、茲には略する。

翁は義侠で、能く人の急を救うた。節季には財布に大小の通貨を満盛し、心當りの家々を見舞ひ、「困りはせぬ乎、遠慮なく申されよ、金は茲に在り、幾らでも用立てるぞ。」と説いて廻つたと、村人の或者は語つたとの事である。平生他の嗜好はなく、唯生花を好みて、京都の某宗匠に入門し、遂に池坊奥傳を授かつた。家居餘閑あれば、必ず生花を弄して、晷の移るを知らなかつたとの事である。

翁の貢献は能く積むと共に、又能く散するの道を知り、翁の企業は、身家の爲めにすると共に、一郷一地方の爲めにもした。就中横山池の水利工事は惠澤長く流れ、一郷滋息の基礎を爲すの偉績であつた。之を永久に傳るために、村民一致して昭和十一年に頌功碑を池畔に建設し、全年一月廿四日、盛大なる除幕式を挙行した。その碑文、及慈叔所撰の墓碑文を次に錄して参考に供するであらう。

駒 越 翁 彰 功 碑 (原漢文)

駒越翁彰功碑 従三位伯爵藤堂高紹題

棕本の村丘陵起伏して水に乏しく、旱魃に遭ふ毎に灌漑涸渇す、村東に林野あり、豊久野と曰ふ、水利なきの故を以て、久しく荒蕪するに委せり、駒越翁慨然として其の地を開墾せんと欲し、官准を得て堰埭を安濃川の上流河内村に創設し、池を鑿ち渠を通じて、貯水の所と爲し、横山新池と名づく、而して下流の諸村水乏を致すを憂ふ、是に於て毎年秋分より起りて、明年八十八夜に至りて止むと定めて分水の期と爲す、文久二年工を起し、慶應二年竣工して水田三十餘町歩、旱田若干町歩を得たり、又溝渠を横山三谷奥谷青木谷等の間に通鑿して、新池の剩水を以て焉に導き入る、村田二百町歩復凶荒の

虞なくなりぬ、藩主藤堂侯其の功勞を賞して章服を賜ひ、大里正格に準ず、翁名は貞清、通稱五良八、人と爲り朴直寛恕にして奇智を有せり、其の設施せし所一にして足らすと雖も、墾地治水の功は尤も顯著にして傳ふべきなり、村民其の惠澤の由る所を思ひて、碑を池畔に建てゝ、以て永く感慕を寓せんと欲し、彦に撰文を屬す、彦翁に於ける瓜葛あり、深く村民報本反始の義に感じ、敢て不文を以て辭せず、其の梗概を叙し、且系するに銘を以てして曰く、

猗嗟駒翁 一世の異器 計巧に智明 長く福利を開けり
椋本の地 桑麻穫々として 安濃の水 千古芳を流す

昭和九年十月吉旦

駒田彦之亟撰拜書

駒 越 貞 清 碑 文 (原漢文)

淨西居士は天性意誠にして、鳏寡孤獨の類を見れば、則ち深く愛傷の思を以てせり、常に國恩を念ひて農業に切なり、謹みて顧ふに、國君仁政敦くして荒野を開發し、穀田を新成し、池を掘り水を通じて公田を養はしむる也、此の經營に事ふる、既に己れの業を閑き、終に寢食を忘るべき也、曾て兒孫の爲に廣く畝田を求め、又響野の林を闢きて茶園を新成せり、縱横五町、其の茗、味芳しく、甘多きこと甚し、屋舍倉庫、材を擇び、工を鳩め、力を竭せり、而して佛殿の莊嚴を一新するに、財を棄て意を盡し、煥然として咸具はる、慶應丁卯の春、本山龍谷に詣で、彌陀の木像を乞求せんと欲す、則ち大法主の聽許を蒙り、直に聖像を賜下せらる、今内殿に奉安する所の本尊

是れ也、實に是相好圓滿、慈容端嚴也、家人相共に旦夕佛恩に歸命報謝するや、嗚呼休い哉、居士夙夜に怠らず、心を農事に委ね、民下に比類少し、則ち國公之を賞賜するに大里正の格を以てせり、亦丁卯の秋、家を慶兆の多きに稱揚して、御山莊新橋初渡の命を賜ふ、尤も嘉尙すべきなり、居士現に存し石塔を創立せんと欲し、余に碑銘を乞ふ、因て預め其の顛末を記して、以て言を後代に寄す、應に歴世の嫡孫其の素志を繼ぎ、意を誠にし、謙讓禮節を厚くし、其の家を保護し、田園を扶持し、虔みて縱逸せしむる勿く、正祥月忌に厚く追孝を營みて、浩恩を忘るゝこと勿からしむべし、小倭莊成願梵刹幻住上人慈寂此の記を述べて、其の需を塞ぐなり。

本編は私が駒越翁を敬慕するの餘り、業績の概要を安濃津郷土史會雑誌第十四號に登載するためを作成した略傳である。

需によつて抜刷を作らんとするに際し、保存上の便を考へて全部改刷し、多少の裝訂をも加へて此の冊子とした。

著者しるす

411
385

昭和十六年七月十五日印刷
昭和十六年七月二十日發行

【非賣品】

著者兼發行者
三重縣津市二番町二、一七六
梅 原 三 千

三重縣津市丸之内本町二、一〇六ノ六
弘陽印刷株式會社取締役支配人

印 刷 者
駒 田 長 之 助

印 刷 所
三重縣津市丸之内本町二、一〇六ノ六
弘陽印刷株式會社

終

